

那覇市の高齢者に関する現状と将来見通し

本市の総人口は増加傾向で推移していますが、平成30年度頃をピークに減少傾向に転じていくものと思われ、平成32年度の総人口は324,228人と見込まれます。一方で、高齢者人口はその後も増加傾向で推移していくものと推測され、平成32年度の65歳以上人口は74,528人になると見込まれます。

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合を示す高齢化率は23.0%となり、高齢化が一層進行することが予想されます。なお、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度には、65歳以上人口が79,009人になると見込まれ、高齢化率が24.6%になるなど、おおよそ4人に1人が高齢者となることが予想されます。

平成32年度の高齢者数を65～74歳までの前期高齢者と75歳以上の後期高齢者に分けてみると、前期高齢者は37,997人、後期高齢者は36,531人になると推計されます。なお、平成37年度には、前期高齢者が38,014人、後期高齢者が40,995人になると推計され、後期高齢者の大幅な増加が想定されます。

■那覇市の将来人口

	実績値		計画値			参考推計値
	平成28年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度	
総人口	323,993	324,408	324,382	324,228	321,617	
65歳以上	67,696	71,632	73,219	74,528	79,009	
65～74歳	32,867	35,300	36,429	37,997	38,014	
75歳以上	34,829	36,332	36,790	36,531	40,995	
高齢化率	20.9%	22.1%	22.6%	23.0%	24.6%	

介護申請件数の現状と認定者数の推計

■ 申請件数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
申請件数	13,019件	13,159件	13,528件	13,630件
新規申請	(3,023件)	(3,025件)	(2,984件)	(3,023件)
更新申請	(9,269件)	(9,515件)	(9,825件)	(9,890件)
区分変更	(727件)	(619件)	(719件)	(717件)

	実績値	計画値				
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度	
要支援1	1,649	1,550	1,588	1,622	1,770	
要支援2	2,325	2,419	2,459	2,495	2,711	
要介護1	1,985	2,221	2,319	2,405	2,781	
要介護2	1,682	1,908	1,993	2,082	2,332	
要介護3	2,117	2,265	2,310	2,350	2,621	
要介護4	2,159	2,310	2,365	2,415	2,687	
要介護5	1,318	1,332	1,351	1,376	1,587	
認定者数	13,235	14,005	14,385	14,745	16,489	
対高齢者人口比	18.97%	19.03%	19.15%	19.30%	20.40%	



要介護認定者数は、平成32年度には14,745人となり、増加傾向で推移するものと予測されます。
 ※実績値は、平成28年9月末現在の値。
 ※対高齢者人口比は、高齢者人口に占める1号認定者の割合

介護認定手続きにおける所要日数の現状

■平成29年度 介護認定手続きにおける所要日数（「報告集計2009 厚生労働省」より参照）

※要介護認定は申請のあった日から30日以内になければならない（法第27条第11項）

申請



訪問調査 + 主治医意見書



介護認定審査会



認定

申請日から認定日までの日数
那覇市43.5日
（全国平均38.0日）

認定調査外部委託件数の現状

本市では認定調査について、本市の調査員による調査に加え、指定市町村事務受託法人へ調査の外部委託を積極的に実施しており、その目標件数を年間5,000件以上としている。しかしながら、委託件数は徐々に減っており、平成28年度以降においては目標件数を下回っている状況にある。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
達成度	達成	達成	未達成	未達成
外部委託件数	5,194件	5,127件	4,691件	4,495件
申請件数	13,019件	13,159件	13,528件	13,630件
未達成の要因			指定市町村事務受託法人の認定調査員に離職者があり、その影響で委託減となっている。	指定市町村事務受託法人の調査員の欠員確保ができず、さらに調査員のCM更新研修受講のため一時的に調査不可となる期間が重なり、件数は前年度より減となっている。

要介護認定調査員の資格要件

指定市町村事務受託法人の調査員は、介護保険法第24条の2第2項「介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする」に基づき、介護支援専門員の資格を求めている。



本市における介護認定調査員は、看護師、社会福祉士等の資格と、県及び当市で実施している調査員研修受講により、介護支援専門員の資格がなくても介護認定調査業務を実施可能としている。

具体的な支障事例

支障事例①

指定市町村事務受託法人が調査員の募集をかけても、介護支援専門員の資格を有している者からの応募が少なく人材確保が困難としている。

支障事例②

「介護支援専門員」資格を維持するために、「介護支援専門員」の更新研修を受講が必須とされている。その更新研修を受講する調査員は、更新研修期間中(8日間)、「要介護認定調査」事務が行えず、その分、外部委託件数が減となっている。平成29年度は、委託法人の調査員4名が8日間の更新研修を受講。その結果、調査委託件数が64件減となった。

支障事例③

本市で経験を積んだ調査員は、本市を退職後、指定市町村事務受託法人へ再就職し、引き続き介護認定調査業務に従事する実例がある。しかし介護支援専門員の資格を有していない調査員については、せっかく本市で経験を積んだ熟練の調査員が活かされないうケースも今後は起こり得る。

提案の内容とその効果

求める措置の内容

指定市町村事務受託法人の調査員の資格要件について、介護支援専門員に限らず、「社会福祉士」、「介護福祉士」等の福祉資格や、「保健師」、「看護師」、「准看護師」、「理学療法士」等の医療的な資格まで広げる。

効果

期待できる効果

指定市町村事務受託法人における介護認定調査員の人材確保の促進に繋がる。

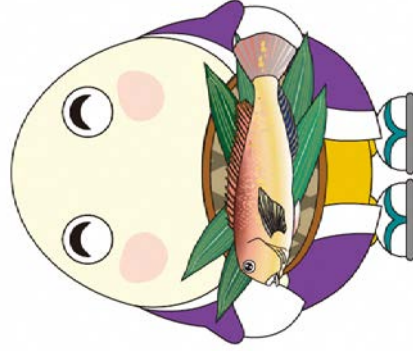
調査員の人材確保が促進されることで、認定調査の外部委託も促進され、介護認定手続きの迅速化が期待される。

本市の（介護支援専門員の資格は無いが、福祉または医療的な資格を有する）調査員が、本市を退職後に引き続き調査員としての業務を希望する際、指定市町村事務受託法人で採用される等の再雇用の機会が増える。また、雇用先では、これまで培った知識と経験が活かされる。

地方分権改革に関する提案募集
(平成30年7月9日)

重点番号50:海区漁業調整委員会の補欠選挙の実施要件の見直し(京都府)

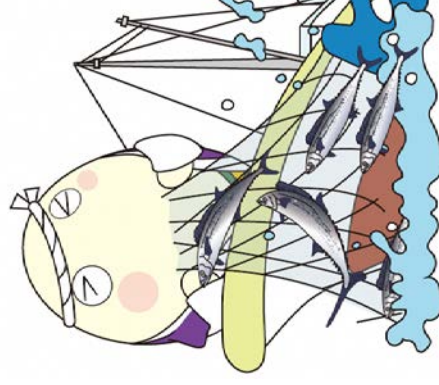
海区漁業調整委員会の 補欠選挙の実施要件の見直し



京都府

農林水産部

水産課



◆海区漁業調整委員会の概要

1 構成 (漁業法 § 85)

漁業者代表 (公選委員) 並びに学識経験者及び公益代表者 (知事選任委員) で構成

- ・ 委員数：15人又は10人 (公選委員9人又は6人、知事選任委員6人又は4人)
- ・ 委員任期：4年

2 公選委員の選挙権・被選挙権 (漁業法 § 86)

- ・ 海区に沿う市町村に住所又は事業所を有し、年90日以上漁船を用いる漁業を営み又はこれに従事する者 ※ 海区：漁業行政や研究などのため、海域に設定した区画

3 法的位置付け (地方自治法 § 180の5、漁業法 § 84)

- ・ 海面について、農林水産大臣が定める海区ごとに都道府県に設置されている地方自治法及び漁業法に基づく執行機関 (委員会) (教育委員会、公安委員会等と同じ)

4 権能 (漁業法 § 12・ § 67ほか)

- ・ 漁業権等、漁業に関する知事の諮問に対し答申し、又は自ら知事に意見を述べること
- ・ 魚類の採捕に関する制限、禁止等の指示を行うこと

5 その他

- ・ 農林水産大臣が定める海区ごとに、全国で64委員会が設置
- ・ 平成28年8月に、第21回海区漁業調整委員会委員選挙を全国で実施
8海区において、投票による選挙を実施。残りの56海区は、無投票
(参考：有投票海区割合) 第1～5回平均：56% → 第17～21回平均：17%